

# 姫路市国民保護計画の概要

## 計画の目的

姫路市国民保護計画は、武力攻撃事態等から市民の生命、身体及び財産を保護し、市民生活や市民経済への影響が最小となるよう、住民の避難、避難住民等の救援、武力攻撃災害への対処などの保護措置を的確かつ迅速に実施することを目的とする。

## 基本方針

市は、以下の8つを基本方針とし、保護措置を的確かつ迅速に実施します。

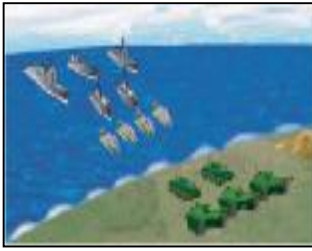
- 1 基本的人権の尊重
- 2 市民の権利利益の迅速な救済
- 3 市民に対する情報提供
- 4 関係機関相互の連携協力の確保
- 5 市民の協力
- 6 高齢者、障害者等への配慮及び国際人道法の的確な実施
- 7 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重
- 8 保護措置に従事する者等の安全の確保

## 計画の構成

編	章
第1編 総論	第1章 目的、市の責務、計画の位置づけ等 第2章 基本方針 第3章 市及び関係機関の役割 第4章 市の地理的、社会的特徴 第5章 市保護計画が対象とする事態
第2編 平素からの備えや予防	第1章 組織・体制の整備等 第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え 第3章 物資及び資材の備蓄、整備 第4章 国民保護に関する啓発
第3編 武力攻撃事態等への対処	第1章 組織の設置 第2章 関係機関との連携 第3章 市民の協力等 第4章 警報及び避難の指示等 第5章 救援 第6章 安否情報の収集・提供 第7章 武力攻撃災害への対処 第8章 被災情報の収集及び報告 第9章 保健衛生の確保その他の措置 第10章 市民生活の安定に関する措置 第11章 特殊標章等の交付及び管理
第4編 復旧等	第1章 応急の復旧 第2章 武力攻撃災害の復旧 第3章 保護措置に要した費用の支弁等
第5編 緊急処理事態への対処	

## 対象とする事態

### 武力攻撃事態



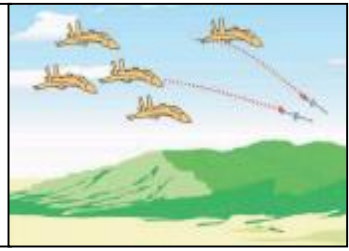
①着上陸侵攻



②ゲリラ・特殊部隊による攻撃

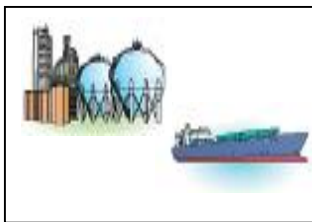


③弾道ミサイル攻撃



④航空攻撃

### 緊急処理事態（大規模テロなど）



①危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃



②多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃



③多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃



④破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等

## 平素からの備えや予防

### ■ 組織・体制の整備等

- ・ 保護措置を的確かつ迅速に実施するため、実施に必要な初動体制を整備します。
- ・ 警報の内容の通知・伝達、被災情報の収集・報告、安否情報の収集・整理等を行うための体制を整備します。
- ・ 保護措置に関する研修や訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上に努めます。

### ■ 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え

- ・ 避難や救援を迅速に行えるように、基本的事項を把握し、避難実施要領のパターンをあらかじめ作成します。
- ・ 避難施設の指定やその施設の市民への周知及び医療体制の整備に努めます。
- ・ 市内の生活関連等施設を把握し、県との連絡体制を整備するとともに、管理する施設の安全確保措置に努めます。

### ■ 物資及び資材の備蓄、整備

- ・ 避難や救援に必要な物資や資材については、原則として防災のための備蓄と相互に兼ねるものとします。保護措置に特有な物資や資材については、県と連携し対応します。

### ■ 国民保護に関する啓発

- ・ 武力攻撃災害による被害を最小限化するためには、市民が国民保護に関する正しい知識を身につけ、適切に行動する必要があることから、啓発に努めます。

## 武力攻撃事態等への対処

### ■ 組織の設置

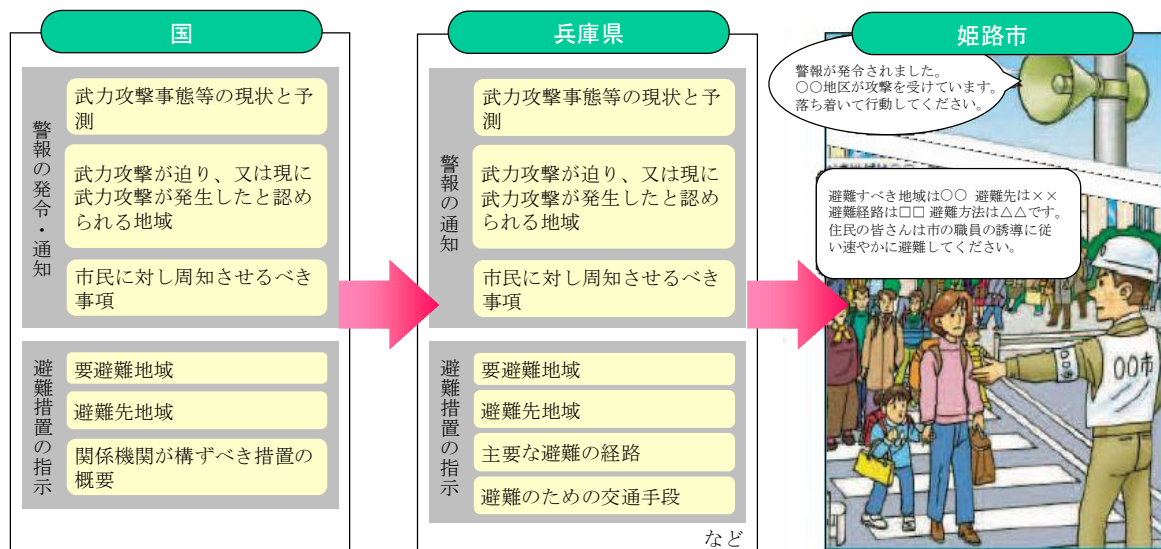
- ・ 国が武力攻撃事態等の認定を行う前の段階においても、その状況に応じた組織を設置し、初動的な被害への対処をします。
- ・ 国から指定を受けた場合、市国民保護対策本部（本部長：市長）を設置し、避難や救援などの保護措置を実施します。

### ■ 市民の協力

- ・ 避難や救援などの保護措置の実施には市民の協力が不可欠であるため、武力攻撃災害から出来るだけ多くの方を守ることができるよう、市民に対し協力を要請します。この協力は、自発的な意思にゆだねられるものであり、市は、協力していただく方の安全の確保に十分配慮します。

### ■ 警報及び避難の指示等

- ・ 市長は、知事から警報の内容や避難指示の通知を受けたときは、速やかに市民に伝達するとともに、避難実施要領を作成します。
- ・ 市長は、市職員及び消防機関を指揮し、自治会、学校、事業所等を単位として避難住民を誘導します。



### ■ 救援

- ・ 市長は、避難住民等や被災者の生命、身体及び財産を保護するため、知事が行う救援を補助するほか、知事が行う救援に関する事務の一部を委任された場合において、救援を実施します。

#### 救援の内容

収容施設の供与、食品の給与及び飲料水の供給、生活必需品の給与又は貸与、医療の提供及び助産、被災者の捜索及び救出 など

## ■ 安否情報の収集・提供

- ・ 市は、避難所や関係機関等から安否情報を収集し、市民等からの照会に対応する窓口を設置し、個人情報の保護に留意しつつ安否情報を提供します。

## ■ 武力攻撃災害への対処

- ・ 市は、国や県等の関係機関と協力して、武力攻撃災害に伴う被害をできるだけ小さくするため必要な措置を講じます。



## 復旧等

### ■ 復旧

- ・ 市が管理する施設及び設備に武力攻撃災害による被害が発生したときは、一時的な修繕や補修など応急の復旧のため必要な措置を講じます。
- ・ 本格的な復旧については、国が行う財政上の措置や法制の整備、国が示す方針に基づいて県と連携して実施します。

### ■ 保護措置に要した費用の支弁等

- ・ 土地の一部使用等の行政処分を行った結果、通常生ずべき損失については、補償します。
- ・ 保護措置の実施に伴う損失補償、保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の市民の権利利益の救済に係る手続きを迅速に処理するため、総合的な窓口を開設します。

## 緊急対処事態への対処

緊急対処事態（大規模テロなど）は、武力攻撃事態等におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等と類似の事態が想定されるため、基本的に武力攻撃事態等への対処に準じて行います。